

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて（基山町手数料条例の一部を改正する  
条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分  
したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年3月4日提出

基山町長 松田 一也

令和6年3月14日原案承認



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので、別紙のとおり専決処分する。

令和6年2月22日

基山町長 松 田 一 也

（専決理由）

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）により戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が新設されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）が令和6年3月1日に施行されることにより戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料が追加されるために、基山町手数料条例を改正することが急務であるため。

基山町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月22日

基山町長 松田 一也

## 基山町条例第1号

### 基山町手数料条例の一部を改正する条例

基山町手数料条例（昭和63年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中35の項を37の項とし、13の項から34の項までを2項ずつ繰り下げ、12の項を13の項とし、同項の次に次の1項を加える。

14	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定めるものに限る。）及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求を行う場合を除く。）	1件につき 700円
----	---	------------

別表中11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、同表9の項の次に次の1項を加える。

10	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定めるものに限る。）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求を行う場合を除く。）	1件につき 400円
----	---	------------

### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。